

## 議案第 6 号

白井市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

白井市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 1 1 月 2 2 日 提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

### 提案理由

本案は、マイナンバーカードを利用した多機能端末機による住民票の写し等の交付に係る手数料を減額するため、条例の一部を改正するものです。

## 白井市手数料条例の一部を改正する条例

白井市手数料条例（昭和40年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表租税及び公課に関する証明書交付手数料の項中「300円」の次に「（多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であって、証明書等を交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）による交付の場合にあっては、200円）」を加え、同表住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付手数料の項及び印鑑登録証明書交付手数料の項中「300円」の次に「（多機能端末機による交付の場合にあっては、200円）」を加える。

### 附 則

この条例は、令和5年3月1日から施行する。

議案第6号資料

○白井市手数料条例（昭和40年条例第1号）新旧対照表

改正案			現行		
(略)			(略)		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手数料の種類	手数料を徴収する事務	手数料の金額	手数料の種類	手数料を徴収する事務	手数料の金額
(略)			(略)		
租税及び公課に関する証明書交付手数料	(略)	1通につき 300円（多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機であつて、証明書等を交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）による交付の場合にあつては、200円）	租税及び公課に関する証明書交付手数料	(略)	1通につき 300円
(略)			(略)		
住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付手数料	(略)	1通につき 300円（多機能端末機による交付の場合にあつては、200円）	住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付手数料	(略)	1通につき 300円
(略)			(略)		
印鑑登録証明書交付手数料	(略)	1通につき 300円（多機能端末機による交付の場合にあつては、200円）	印鑑登録証明書交付手数料	(略)	1通につき 300円
(略)			(略)		